

再評価結果（令和5年度事業継続箇所）

担当課：道路局 高速道路課

担当課長名：橋本 雅道

事業名	一般国道10号 <small>はやとどうろ はやとひがし かじき</small> 隼人道路（隼人東～加治木）		事業区分	一般国道	事業主体	西日本高速道路(株)
起終点	自) 鹿児島県霧島市隼人町住吉 至) 鹿児島県始良市加治木町反土			延長	7.3km	
事業概要 一般国道10号隼人道路は、東九州自動車道と一体となって、九州縦貫自動車道等の高速ネットワークを形成し、九州地方の一体的な産業、経済、文化の交流発展に資する道路である。						
S60年度事業化 （日本道路公団施工区間）		S58年度都市計画決定 （H2年度変更）		S63年度用地着手		S63年度工事着手
S63年度事業化 （建設省施工区間）		S54年度都市計画決定 （S58年度変更）		S53年度用地着手		S62年度工事着手
全体事業費	510億円		事業進捗率 （令和4年3月末時点）	59%	供用済延長	7.3km
計画交通量	約12,300～約12,800台/日					
費用対効果 分析結果	B/C （事業全体） 3.1 （残事業） 3.7	総費用 （残事業）/（事業全体） 111/1,297億円 事業費：107/1,135億円 維持管理費：3/162億円	総便益 （残事業）/（事業全体） 413/4,052億円 走行時間短縮便益：390/3,137億円 走行経費減少便益：22/799億円 交通事故減少便益：0.29/115億円	基準 令和4年		
感度分析の結果 【全体事業】 交通量：B/C=2.8～3.4（交通量±10%） 事業費：B/C=2.9～3.4（事業費±10%） 事業期間：B/C=3.1～3.1（事業期間±1年） 【残事業】 交通量：B/C=3.4～4.1（交通量±10%） 事業費：B/C=2.3～2.9（事業費±10%） 事業期間：B/C=2.5～2.6（事業期間±1年）						
事業の効果等 ・円滑なモビリティの確保（鹿児島空港へのアクセス向上が見込まれる） ・物流効率化の支援（鹿児島港へのアクセス向上が見込まれる） ・安全で安心できるくらしの確保（三次医療施設へのアクセス向上が見込まれる） 他11項目に該当						
関係する地方公共団体等の意見 〔鹿児島県の意見〕 対応方針（原案）」（案）の事業継続については、異存ありません。隼人道路は、九州縦貫自動車道鹿児島線及び東九州自動車道と接続する高規格幹線道路であり、鹿児島県内の主要都市間の連携強化・一体化を促し、地域経済の発展、かっせいかに寄与する道路です。隼人道路の4車線化については、定時性・信頼性・安全性の向上が図られ、地域の活性化や安全・安心の確保に大きく寄与するものと期待しています。令和6年度の供用が示されているところであり、今後とも、事業が着実に実施され、早期完成が図られるようお願いいたします。						
事業評価監視委員会の意見 「事業継続」とする対応方針（原案）については、了承された。						
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等 ・当該区間は、平成4年に暫定2車線として開通。 ・当該区間開通後、東九州道の順次延伸により、広域ネットワークを形成。						
事業の進捗状況、残事業の内容等 ・4車線の用地取得が完了し、暫定2車線にて供用中。残る2車線について本線工事を進める。						
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等 ・暫定2車線にて供用中であり、残る2車線について本線工事の進捗を図る。						
施設の構造や工法の変更等 ・事業の進捗に合わせ、施工計画等の精度を上げていくとともに、現地の状況変化も確認しながら、コスト削減を図っていく。						

対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

以上の状況を勘案すれば、事業の必要性、重要性は変わらないと考えられる。

事業概要図



- ※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。
- ※ 総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。